

レベル認定手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度（国家戦略・プロフェッショナル検定）「食の6次産業化プロデューサー（食 Pro.）」の実施に当たり、「わかる（知識）」及び「できる（実践的スキル）」のレベル判定並びに当該レベル判定に基づく段位の認定を行う際の手続を定めるものとする。

(段位の認定)

第2条 「食の6次産業化プロデューサー レベル認定委員会」（以下「レベル認定委員会」という。）は、個人から申請があった場合に、当該委員会が定める「レベル認定基準」に基づき食の6次産業化プロデューサー段位に係る段位の認定（以下「レベル認定」という。）を行う。当該段位は、レベル1からレベル6までとする。レベル1～6まで、申請方式による認定を行うが、レベル6の申請資格は、本制度のキャリア・アップの趣旨から、レベル5の段位を有する者とする。

2 レベル認定は、「わかる（知識）」及び「できる（実践的スキル）」のレベル判定により行うこととし、「わかる（知識）」及び「できる（実践的スキル）」のいずれもが有効にレベル判定された段位について、レベル認定を行う。

3 ただし、レベル1においては「わかる（知識）」の判定のみをもってレベル認定を行い、レベル4、5及び6においては「できる（実践的スキル）」の判定のみをもってレベル認定を行う。なお、レベル6においては、自身の活動や取組が地域に根差して持続・成長・波及をもたらし、後続の育成などの実績を有するかなど、レベル6の独自項目をもってレベル認定を行う。

(「わかる（知識）」のレベル判定)

第3条 「わかる（知識）」のレベル判定は、プログラム認証手続規程に基づき認証された育成プログラムを修了した者からの申請に基づいて行う。

第4条 「食の6次産業化プロデューサー 事務局」（以下「事務局」という。）は、「わかる（知識）」のレベル判定を受けようとする者から申請があった場合は、当該申請者が育成プログラムを修了したことを証明する書類が添付されていることを確認し、申請を受理する。ただし、申請書類に不備がある場合は、事務局は受理を一時留保し、申請書類に不備がある旨を申請者に通知するものとする。なお、申請受付期限は育成プログラムの修了証発行後1年間とする。（制度変更に伴う措置として、平成27年3月以前に修了した者については、平成28年3月までの期間、申請を受け付ける。）

2 レベル認定委員会からの付託を受け、事務局は、申請者が当該育成プログラムを修了した旨の確認を行った上で、当該申請者に係るレベル判定の可否を決定する。レベル認定委員会は、必要に応じて事務局による審査結果の検証を行うことができる。

- 3 「わかる（知識）」のレベル判定に係る申請様式は、事務局が定める。また、レベル判定に係る審査手数料は、事務局が定めるものとし、その内容を「食の6次産業化プロデューサー 運営委員会」（以下「運営委員会」という。）に報告する。

（「できる（実践的スキル）」のレベル判定）

- 第5条 事務局は、「できる（実践的スキル）」のレベル判定を受けようとする者から申請があった場合は、申請書類に不備がないことを確認し、申請を受理する。ただし、申請書類に不備がある場合は、事務局は受理を一時留保し、申請書類に不備がある旨を申請者に通知するものとする。
- 2 事務局は、当該申請者に係る「できる（実践的スキル）」のレベル判定の可否について、レベル認定委員会が定める「レベル認定基準」に基づき一次審査を行い、その結果を認定審査員に提出する。
- 3 レベル認定委員会からの付託を受け、レベル2、3については、認定審査員1名、レベル4、5については認定審査員2名、レベル6においては、レベル認定委員会委員2名以上が二次審査に当たり、レベル認定基準に基づきレベル判定を行う。レベル認定委員会は、必要に応じて審査結果の検証、及び臨機の面接試験立ち合いによる判定内容の監査を行うことができる。
- 4 「できる（実践的スキル）」のレベル判定に係る申請様式は、事務局が定める。また、レベル判定に係る審査手数料は、事務局が定めるものとし、その内容を「食の6次産業化プロデューサー 運営委員会」（以下「運営委員会」という。）に報告する。

（レベル認定）

- 第6条 レベル認定委員会は、「わかる（知識）」及び「できる（実践的スキル）」のいずれもが有効にレベル判定された段位についてレベル認定を行う。この場合において、レベル認定委員会は、証書をもってその旨を申請者に通知するものとする。
- 2 レベル認定委員会は、レベル認定の通知事務を事務局に付託し、実施状況を監督する。
- 3 事務局は、レベル認定委員会より付託された権限の範囲で「わかる（知識）」又は「できる（実践的スキル）」の判定が行われレベル認定に至る場合において、申請者にレベル認定の結果を通知することができる。事務局は、当該レベル認定の結果を定期的にレベル認定委員会に報告を行うこととする。

（レベル認定者等の登録）

- 第7条 事務局は、レベル認定を受けた者の登録を行い、本人の同意を得た上で、レベル認定を受けた者の氏名及びレベル認定結果並びにレベル認定年月日を公表する。

（レベル認定の有効期間）

- 第8条 「わかる（知識）」及び「できる（実践的スキル）」のレベル判定並びにレベル認定の有効期間は、原則として設定しない。

(レベル認定の取消し)

第9条 レベル認定委員会は、判定内容その他の事情を考慮して不適切と認めた場合には、レベル判定又はレベル認定を取り消すことができる。この場合において、事務局は、レベル判定又はレベル認定が取り消された旨を、運営委員会に報告しなければならない。

(レベル認定者の活動状況の報告徴収)

第10条 レベル認定委員会及び事務局は、レベル判定又はレベル認定を受けた者に対して、レベル判定又はレベル認定に基づく活動状況について、報告を求めることができる。

2 報告項目、報告形式及び具体的な時期については、事務局が定めるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、「わかる(知識)」及び「できる(実践的スキル)」のレベル判定又はレベル認定に係る手続その他の必要な事項については、事務局が定めるものとする。

附 則

1. 2012年12月28日 施行
2. 2015年4月1日 改定
3. 2018年10月1日 改定